

令和 8 年度
会津若松市プレミアム商品券
取扱要綱

=取扱店の皆さまへ=

会津若松商工会議所

『会津若松市プレミアム商品券』取り扱いについて

1. 発行総額 6億円（内プレミアム分25%…1億2千万円）
2. 販売方法 1セット10,000円（1,000円券10枚）の商品券を8,000円で販売します。※偽造防止付（3セット限定）
3. 商品券内訳 「全店共通券」と「地元専用券」の組み合わせ
 - ・全店共通券(全ての参加店で使用可能)…5枚(5,000円)
 - ・地元専用券(地元店のみで使用可能)…5枚(5,000円)※地元店とは会津地域に本店がある店舗、又は売場面積500㎡以下の店舗。
4. 商品券利用期間 令和8年10月1日（木）～令和9年1月31日（日）
5. 参 加 料 [会 員] 無料 [非会員] 12,000円
※同時入会の場合は会員扱い。非会員の事業所については、申込み時に参加料をお支払いください。
6. 制限事項
 - ①この商品券は、プレミアム商品券ののぼり旗、またはポスター等のある取扱店で利用できます。
 - ②この商品券は、物品（タバコを除く）やサービス購入などの取引において利用できます。
 - ③この商品券は、交換及び売買を禁止とします。
 - ④この商品券は、自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）には使用できません。
 - ⑤この商品券の額面に利用が満たない場合、釣り銭は出ません。
 - ⑥利用期間の過ぎた商品券は使用できません。
 - ⑦購入した商品券の紛失や盗難、利用期限切れ等による損失について、販売者は一切責任を負いません。
7. 換金方法
 - ①換金精算書と商品券を会津若松商工会議所に提出してください。
 - ②換金は商工会議所が指定する日とし、代金は銀行振込による支払いとします。
8. 換金手数料 無 料
※換金手数料及び換金時の振込手数料は当所にてご負担いたします。

不明な点は、本事業特設ホームページまたは、事務局へお問合せください。

会津若松市プレミアム商品券事務局（会津若松商工会議所内）

ホームページ <https://aizuwakamatsu-premium-ticket.jp>

TEL 0242-27-1212 FAX 0242-27-1207

*ホームページには、お客様対応時に役立つ消費者向けのQ&Aを記載しています。

【プレミアム商品券取扱店の周知について】

■ 取扱店ご自身で、表示・PRをお願いします

① プレミアム商品券事業PRポスター：大判（無料配布）

商品券の概要のほか、8月1日（土）から開始する購入応募方法などの情報を記載しています。消費者へのPRのため、お持ち帰り後は商品利用開始日を待たず、店頭等へ貼り出すなどのご協力をお願いします。

② 取扱店表示ポスター：A4版（無料配布）

10月1日（木）の商品券利用開始日前には、店頭に表示してください。

③ のぼり旗・ポール（販売）

参加申込時に購入申し込みを受け付けましたが、追加購入も可能です。追加購入の際は必要数を事務局へご連絡ください。現金と引き換えにお渡しします。

■ 一般消費者に対して、チラシやホームページでPRします

① 取扱店一覧（冊子）

- ・参加申込締切の6月12日（金）までにお申込みの取扱店は、取扱店一覧（冊子）へ掲載します。
- ・市政だより8／1号へ折込みます。
*参加申込締切以降にお申込みの取扱店はチラシには掲載できません。ホームページへの掲載のみとなります。
- ・プレミアム商品券をご購入された消費者へ配布します。

② ホームページ

- ・取扱店の情報は本事業特設ホームページへ掲載し、随時更新します。

【プレミアム商品券の換金までの流れ】

下記「換金スケジュール」のとおり、期間中、銀行振込により8回の換金を行います。

① 別紙様式1「換金精算書」に必要事項を記入してください。

② 請求手続き締切日までに、「換金精算書」と「商品券」を当所へ持参または郵送にて提出してください。（平日 9:00～17:00）

③ 当所にて商品券枚数確認後、各回振込日にご指定の銀行口座へ振り込みます。

* 締切日当日は大変混雑いたしますので、余裕をもってお越しください。

* 換金精算時にご持参いただく商品券は「押印」「穴をあける」など、不正な再利用防止策を講じてください。

* 今回同封しました別紙様式1「換金精算書」は原紙とし、都度コピーしてご使用してください。

■ 換金スケジュール

	請求手続き締切日		振込日	
第1回	10月15日（木）	⇒	10月23日（金）	
第2回	11月 5日（木）	⇒	11月13日（金）	
第3回	11月18日（水）	⇒	11月27日（金）	
第4回	12月 2日（水）	⇒	12月11日（金）	
第5回	12月15日（火）	⇒	12月25日（金）	
第6回	1月 7日（木）	⇒	1月15日（金）	
第7回	1月21日（木）	⇒	1月29日（金）	
第8回	2月 5日（金）	⇒	2月12日（金）	* 最終換金

【事業者の皆様向けよくある質問】

Q. 会津若松市プレミアム商品券とはなんですか？

会津若松商工会議所が発行する商品券で、取扱店で使用できる 10,000 円分の商品券（1,000 円券×10 枚）を 8,000 円で購入できるものです。販売額 8,000 円の 25%、2,000 円のプレミアムが付いています。

Q. 商品券はどこで使えますか？

登録された「取扱店」のみで使用できます。取扱いを希望される事業者の方は、是非ご登録してください。

Q. 商品券の使用に際し、対象とならない商品はどのようなものですか？

次のものにはご利用いただけません。

- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 転売（現金との交換）
- 家賃・地代等の不動産の賃貸にかかる支払い
- 投資及び出資
- 保険料等の支払い
- 換金性のある商品
金券（他の商品券・ビール券・図書カード・プリペイドカード等）、切手、官製はがき、たばこ、宝くじ、電子マネーのチャージ等
- 官公庁等への支払い
税金・公共料金の支払い等

Q. 参加予定の事業者向けの説明会は予定していますか？

予定していません。詳細については取扱要綱をご参照してください。

Q. 取扱店はどのように周知されるのですか？

「専用 HP への掲示」や、「取扱店一覧（冊子）」で周知していきます。
「取扱店一覧（冊子）」は、市政だよりに折り込むほか、商品券購入者（希望者）に配付する予定です。

なお、取扱店では「大判ポスター」や「取扱店表示ポスター」の掲示をお願いします。
また、「のぼり旗」や「ポール」を有料で購入いただくことができます。

※6月13日（土）以降に参加申込された場合は、チラシには掲載できません。専用 HP への掲載のみとなりますのでご了承ください。

Q. おつりは出していいですか？

額面未満の利用でも、おつりは出さないようにお願いします。一方、額面以上の購入にあたって不足分は現金などで支払いを受けてください。

Q. 商品券の偽造確認はできますか。（本物の見分け方）

偽造防止加工を施していますので、コピーやスキャニングしたものは、判別することができます。

Q. 参加料はかかりますか？

「会津若松商工会議所」または「あいづ商工会」の会員事業所は無料です。
非会員事業所は、12,000 円の参加料をいただきます。

Q. 取扱店になるための手続きを教えてください。

専用 HP より参加申込書をダウンロードいただき、①事業者情報、②店舗情報、③口座情報などを記入後、会津若松商工会議所または、あいづ商工会へお申込みください。

取扱店表示物（ポスター、のぼり等）と取扱要綱をお渡しします。

Q. 大型店のテナントとして店舗営業しています。各自申込みが必要ですか？

必要です。お手数でも参加申込書をダウンロードいただき各店舗ごとにお申込みください。

Q. 取扱店の参加申請の受付期間はいつからいつまでですか？

令和8年5月11日（月）～令和8年6月12日（金）の期間となります。
6月13日（土）以降も申込みを受付けますが、チラシには掲載できません。専用 HP のみの掲載となりますので、お早めにお申込みください。

Q. 商品券の換金について教えてください。

下記「換金スケジュール」のとおり、期間中、銀行振込により8回の換金を行います。

【換金方法】

①様式1「換金精算書」に必要事項を記入してください。



②請求手続き締切日までに、「換金精算書」と「商品券」を、会津若松商工会議所に「持参」または「郵送」にて提出してください。（平日 9:00～17:00）



③会津若松商工会議所にて商品券の枚数を確認後、各回振込日にご指定の口座へ振り込みます。

*密を避けるため、締切日当日を避け、余裕をもってお越しください。

*換金精算時にご持参いただく商品券は「押印」「穴をあける」など、不正な再利用防止策を講じてください。

■換金スケジュール

	請求手続き締切日		振込日	
第1回	10月15日（木）	⇒	10月23日（金）	
第2回	11月 5日（木）	⇒	11月13日（金）	
第3回	11月18日（水）	⇒	11月27日（金）	
第4回	12月 2日（水）	⇒	12月11日（金）	
第5回	12月15日（火）	⇒	12月25日（金）	
第6回	1月 7日（木）	⇒	1月15日（金）	
第7回	1月21日（木）	⇒	1月29日（金）	
第8回	2月 5日（金）	⇒	2月12日（金）	*最終換金

Q. 換金手数料はいくらですか？

換金手数料は無料です。

Q. 換金時において、取扱店舗の事業所名と、振込口座の名義が違っていてもいいですか？

問題ありません。

参加申込書の「換金時振込先」で登録された口座に振り込みます。

(様式1)

会津若松市プレミアム商品券 換金精算書

令和 年 月 日

会津若松商工会議所 宛

FAX : 0242-27-1207

事業所名

電話番号

担当者名

■商品券利用枚数

@1,000 円 × 枚 = 円

*換金に際しては都度この用紙をコピーしてご使用ください。

*換金精算時にご持参いただく商品券は「押印」「穴をあける」など、不正な再利用防止策を講じてください。

【事務局処理欄】

受 付			入 力		確 認
受付日	支払日	取扱者	入力担当	チェック	課 長
			会員番号		